

東大阪市東部大阪都市計画御厨南二丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成28年3月31日東大阪市規則第38号  
最終改正 令和元年12月18日東大阪市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市東部大阪都市計画御厨南二丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成28年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請等)

第2条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第29条の規定による書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
各階平面図	縮尺、方位、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の断面図	縮尺、建築物の軒及びひさしの出、既存の緑化施設の位置、種別及び面積並びに整備する緑化施設の配置、種別及び面積
緑化施設求積図及び緑化施設一覧表（様式第2）	緑化施設の面積の算出根拠

- 3 第1項の規定による申請が、次項の規定による証明書の交付を受けた計画の変更に係るものである場合には、第1項の申請書に当該証明書を添付しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請について、申請に係る計画が条例第9条第1項又は第2項の規定に適合していると認めるときは、緑化率適合証明書（様式第3）を交付するものとする。

（建築物の緑化率の最低限度に係る適用除外の許可の申請等）

第3条 条例第9条第4項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率適用除外許可申請書（様式第4）に、当該各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を緑化率適用除外許可（不許可）通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（緑化施設の工事の認定の手續）

第4条 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第43条第1項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その結果を緑化施設工事認定（不認定）通知書（様式第6）により申出をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により都市緑地法第43条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る緑化施設に関する工事が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して4日以内に緑化施設工事完了届出書（様式第7）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その一部を省略させることができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
カラー写真	緑化施設の形態、色彩その他の現況
写真撮影の位置図	写真を撮影した位置及び方向

（緑化施設の工事の完了に係る証明の申請等）

第5条 第2条第4項の規定により証明書の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事を完了したときは、当該証明を受けた計画に従って当該緑化施設に関する工事が完了したことを証する書面の交付を市長に求めることができる。

- 2 前項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、緑化施設工事完了証明申請書（様式第8）を市長に提出しなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による申請について、申請に係る緑化施設に関する工事が、第2条第4項の規定による証明を受けた計画に従って完了したと認めるときは、緑化施設工事完了証明書（様式第9）を交付するものとする。

（標示板の設置）

第6条 第2条第4項の規定により証明書の交付を受けた者は、第4条第1項の申出又は前条第2項の規定による申請を行うときまでに、当該証明を受けた計画に係る緑化施設について、標示板（様式第10）を周囲から容易に認識できる場所に設置しなければならない。

（是正命令書等）

第7条 条例第10条第1項の規定による命令は、緑化施設是正命令書（様式第11）により行うものとする。

- 2 条例第10条第2項の規定による通知は、緑化施設是正通知書（様式第12）により行うものとする。

（緑化施設状況報告書）

第8条 条例第11条第1項の規定による報告は、緑化施設状況報告書（様式第13）により行うものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第11条第2項の証明書は、身分証明書（様式第14）とする。

（緑化施設の管理の基準）

第10条 条例第12条第1項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 緑化施設の設置に当たっては、土壌の飛散、樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に十分配慮すること。
- (2) 緑化施設の構造及び建築物等の耐荷重構造に十分に配慮し、植物の生育を管理すること。
- (3) 適切な下草刈り、剪定、灌水、施肥、農薬の使用等を行うことにより、緑化施設の良好な状態の維持管理に努めること。
- (4) 施肥及び農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、排水の水質確保に配慮すること。
- (5) 緑化施設は、枯損状態で長期間放置しないこと。

(緑化施設の変更の届出)

第11条 条例第12条第2項の規定による届出は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、緑化施設変更届出書(様式第15)を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第2条第2項の表中「整備する」とあるのは「変更前後の」と読み替えるものとする。

(申請書等の提出部数等)

第12条 この規則の規定により市長に提出する申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付することが必要な図書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、その提出部数を正本1部とすることができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。